

浜松市中央卸売市場関連業務許可要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市中央卸売市場業務条例（昭和54年浜松市条例第37号。以下「条例」という。）浜松市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和54年浜松市規則第39号。以下「規則」という。）及び浜松市中央卸売市場業務条例及び浜松市中央卸売市場業務条例施行規則の施行並びに様式を定める要綱（以下「様式要綱」という。）に基づき、関連業務の許可ほかについて必要な事項を定める。

(欠格事項)

第2条 条例第35条第2項第9号に規定する者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 規則第17条第1項第1号で定める業務については、業務経験が3年以上の経験を有しない者
- (2) 規則第17条第1項第2号で定める業務については、業務経験が3年以上の経験を有しない者
- (3) 法人の場合にあっては、代表者が前各号のいずれかに該当するものであるとき。
- (4) 市町村民税を滞納している者
- (5) 業務に必要な行政庁の許可を受けていない者

(意見の聴取)

第3条 市長は、関連業務の許可をするに当たり、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる浜松市中央卸売市場の関係者にその意見を聴くことができる。

- (1) 卸売業者
- (2) 仲卸組合
- (3) 売買参加者組合
- (4) 関連事業者組合

(有効期間及び許可の更新)

第4条 関連業務の許可の有効期間は、5年以内で市長が定める期間とする。

- 2 関連事業者は、許可の有効期間の満了の日後も引き続き許可を受けようとするときは、市長が別に定める手続きにより許可の更新を受けなければならない。

- 3 市長は、前項の規定により更新を許可したときは、様式要綱第21条第2項の規定を準用する。

附 則 （令和2年3月31日決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年6月21日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の日前に、浜松市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（令和元年浜松市条例第43号）の規定による改正前の浜松市中央卸売市場業務条例、浜松市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する条例（令和2年浜松市規則第48号）の規定による改正前の浜松市中央卸売市場業務条例施行規則及び次項の規定による廃止前の浜松市中央卸売市場関連業務許可要綱の規定によりされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりされたものとみなす。

（廃止）

- 3 浜松市中央卸売市場関連業務許可要綱（平成17年3月31日決裁）は廃止する。

附 則 （令和2年6月8日決裁）

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。